



許可番号 第06820044622号

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪府大阪市北区曽根崎新地2丁目6番24号 MF桜橋2ビル

氏名 株式会社エイシン  
代表取締役 米村 和彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

東大阪市長 野田 義和



許可の年月日 令和 元年10月 1日  
許可の有効年月日 令和 6年 9月23日

## 1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理（破碎）

産業廃棄物の種類

- |             |         |          |
|-------------|---------|----------|
| 1. 廃プラスチック類 | 4. 繊維くず | 7. ガラスくず |
| 2. 紙くず      | 5. ゴムくず |          |
| 3. 木くず      | 6. 金属くず |          |

石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。以上 7種類

## 2. 事業の用に供するすべての施設

破碎施設

産業廃棄物の種類 : 1の1, 2, 3, 4, 5, 6, 7の7種類（石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。）

設置場所 : 東大阪市稲田新町3丁目552番1（地番表記）

設置年月日 : 平成21年 9月24日

処理能力（t/日）	廃プラスチック類	3. 17	ゴムくず	5. 39
	紙くず	2. 91	金属くず	6. 59
	木くず	4. 63	ガラスくず	10. 36
	繊維くず	1. 17		

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年 9月24日	当初許可
令和 元年10月 1日	更新許可
令和 4年 3月31日	書換交付

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無

複写厳禁

# 産業廃棄物処分業許可申請書

令和 6年 7月 10日

東大阪市長 殿



申請者（〒530 -0002）  
 住 所 大阪市北区曽根崎新地二丁目6番24号  
 MF桜橋2ビル8F  
 株式会社 エイシン  
 氏 名 代表取締役 米村 和彦  
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
 電話番号 06-4799-6182

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）の種類を記載すること。）</p>	<p>中間処理・破砕          廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず</p> <p>『石綿含有産業廃棄物を含む・除く』          『水銀使用製品産業廃棄物を含む・除く』          『水銀含有ばいじん等を含む・除く』</p> <p>以上7種類</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 大阪市北区曽根崎新地二丁目6番24号MF桜橋2ビル          電話番号 06-4799-6182</p> <p>事業場 東大阪市稲田新町三丁目552番1          電話番号 06-6170-7260</p>
<p>事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>事業の用に供する施設の処理方法、構造及び設備の概要</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>※事務処理欄</p>	



京都市上京区東堀川通中立売下一丁目17番地1  
 堀川セントラルハイツ204号

行政書士 中山 巧

